

豊田市上下水道局業者選定審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市上下水道局が行なう競争入札および随意契約の見積りに参加させる者を適格にして、公正かつ公平に選定するため必要な事項を審査することを目的とする。

(設置)

第2条 前条に規定する目的を達成するため豊田市上下水道局業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 競争入札及び随意契約に参加させる業者の資格審査及び選定に関すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 設計金額又は予算金額が次に掲げる金額以下のとき、ただし金額にかかわらず、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

(ア) 工事 設計金額 2,000万円

(イ) 物品購入 予算金額 800万円

(ウ) 物品借入 設計金額 400万円

(エ) 工事関係委託 設計金額 500万円

(オ) その他委託 設計金額 500万円

イ その他の委託において、国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体又は文化、産業、医療等の公共的な活動を営む団体等を相手方として、競争性がなく随意契約理由が明らかな契約をするとき。

ウ 緊急を要する工事等のとき

(2) 業者の入札参加停止に関すること。

(3) その他会長が必要と認めたこと。

(構成および会長等)

第4条 審査会は、事業管理者が任命する13人以内の職員をもって組織する。

2 審査会の会長は、事業管理者をもって充てるものとし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 審査会の会長は、会務を総理し審査会を代表する。

(会議)

第5条 審査会は、事務局が指定する月曜日（当日が休日の場合はその翌日）に開催する。

2 会長は、必要があると認めたとき前項の日を変更し、または臨時に審査会を開催することができる。

3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 緊急を要する場合には、回議をもって審査会の開催に代えることができる。

5 付議事項の妥当性が明白で、特段の審議の必要がないと会長が認めたときは、書面審査をもって審査会の開催に代えることができる。

(付議手続き)

第6条 (上下水) 総務課長は、審査会に付議すべき事項があるときは、文書をもって付議するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、当該付議事項に係る担当課長（これにかわる者を含む。）に必要な説明を求めるものとする。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、付議事案に関し情報を有する者の出席を求め説明させることができるものとする。
- 3 会長は、付議事案関係資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、(上下水) 総務課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 豊田市水道局指名業者等選定審査会要綱（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行前において処分および決定を受けた案件については、この要綱による決定とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。